

# 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱より

別表2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等  (2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者（農産局長が別に定めるものをいう。以下Ⅱの収益性向上対策について同じ。） (6) 農業者の組織する団体（農産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） (7) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、農産局長が別に定めるものに限る。以下同じ。）  取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 農産局長が別に定める面積要件等を満たしていること。  採択要件は、メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イの事業 事業費の1/2以内（ただし、農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める率又は額以内）とする。  補助率は定額（1/2相当）とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承・普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 第4の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 農産局長が別に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び (3) の事業 事業費の1/2以内とする。 (2) の事業 事業費の1/2以内（農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める額以内）とする。 (4) 及び (5) の事業 定額（農産局長が別に定める場合にあつては、農産局長が別に定める率又は額以内）とする。 (6) の事業 定額（ただし、農産局長が別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）とする。

(注1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、Ⅱのメニュー欄の1に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注2) 第2のただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。